

SpiderPlus & Co.

株主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止及び皆さまの安全・安心の観点から、極力事前の議決権行使をご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご来場の際には会場での検温、マスク着用にご協力をお願い申し上げます。健康状態によっては入場をお断りさせていただく場合がございますことをご了承ください。

座席間隔を広めにするため、席数に限りがございます。満席の場合は、ご入場いただけませんのでご容赦願います。

第 23 期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 としま区民センター 8階多目的ホール
東京都豊島区東池袋一丁目20番10号

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

Mission

“働く”にもっと「楽しい」を創造する。

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。私たちは、“働く”を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

Identity

&Co = 共に

「共に～する」という意味の英語として、Companyという表現方法が使われることがあります。数多くの有名企業でも使われている &Company や &Co には、会社という意味の Company ではなく、仲間・連れ・一団・一隊などの意味があり、「～とその仲間たち」という意味になります。

さらに、「仲間」という言葉には、ある物事を一緒になってする者という意味があります。まさに業界の新しいカタチをパートナーと一緒に共創していく SpiderPlus & Co. の姿勢そのものといえます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2021年3月30日に東京証券取引所マザーズ市場への上場を果たしました。改めて、全ステークホルダーの皆様にご感謝申し上げます。

当社は2011年に「SPIDERPLUS」をリリースしてから、10年超に渡って建設業界の生産性向上に尽力して参りました。しかしながら、現在も紙の図面や写真、鉛筆に黒板など、アナログな施工管理を行っている現場が多く残っております。

建設業界のDX化は始まったばかりであり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化も相まって、これからさらに加速していくものと考えております。

このような市場環境の中、2021年12月期は、2月に実施したTVCMから始まり、IPOによる資金調達、新サービス「SPIDERPLUS PARTNER」のリリースやBPOサービスの本格化など、建設業界のDX化を浸透させる取り組みを行いました。また、建設業界以外への展開も見据えた協業の開始や、東南アジアへの展開が進捗するなど、長期的な成長に向けた先行投資を充実させた1年となりました。

当社のミッションである「“働く”にもっと「楽しい」を創造する。」を実現するために、これからもステークホルダーの皆様と共に進んでいきたいと思っております。

引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
伊藤 謙自

証券コード 4192
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
スパイダープラス株式会社
代表取締役社長 伊 藤 謙 自

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、極力事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
2. 開 催 場 所 東京都豊島区東池袋一丁目20番10号
としま区民センター 8階多目的ホール

3. 目的事項

報告事項

第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役5名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://spiderplus.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://spiderplus.co.jp/ir/stock/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

①当社が熱絶縁工事等を行うエンジニアリング事業を2022年1月4日付でArmacell Japan株式会社に譲渡したことに伴い、当該事業譲渡後に実施する予定のない事業目的を削除するとともに、事業領域の拡大及び多様化に対応するため、定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

②当社は、事業拡大に伴う人員増加に備えた執務スペースの確保及び業務効率化を図ることを目的として、2022年5月に本社事務所を東京都豊島区から東京都港区に移転することを予定しているため、定款第3条（本店の所在地）の規定に所要の変更を行うとともに、この変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

③2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減でき、株主の皆様の利益に資するものと考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう定款第12条（招集）第2項に所要の規定を設けるとともに、この変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

④「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるよう、変更案第17条に所要の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、現行定款第17条を削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

⑤取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するため、定款第20条に所要の変更を行うものであります。

⑥補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、定款第29条（選任方法）第3項に所要の規定を設けるものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 熱絶縁工事業</u></p> <p><u>2. 空調設備工事業</u></p> <p><u>3. 管工事業</u></p> <p><u>4. 一般電気工事業</u></p> <p><u>5. 内装工事業</u></p> <p><u>6. 塗装工事業</u></p> <p><u>7. 板金工事業</u></p> <p><u>8. 各種通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器の販売及び賃貸</u></p> <p><u>9. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</u></p> <p><u>10. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ウェブアプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売及び保守</u></p> <p><u>2. インターネット、携帯電話網、その他通信回線を利用した各種情報提供サービス並びにコンサルティング業</u></p> <p><u>3. コンピューターシステム、ネットワークの企画、設計、開発、販売及び保守</u></p> <p><u>4. 情報処理機器、通信機器及びそれらの周辺機器の企画、設計、製造、設置、販売、賃貸及び保守</u></p> <p><u>5. サーバーの設置・管理、システム構築支援・開発</u></p> <p><u>6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p><u>7. 情報の収集、分析及び解析業務</u></p> <p><u>8. 市場調査の企画、実施及びその整理、分析</u></p> <p><u>9. マーケティングリサーチ業</u></p> <p><u>10. 各種イベント、セミナー、講演会の企画、制作</u></p> <p><u>11. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(本店の所在地)<br/> 第3条 当社は、本店を東京都<u>豊島区</u>に置く。</p> <p>第4条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招 集)<br/> 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br/> (新 設)</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/> 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(本店の所在地)<br/> 第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)<br/> 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br/> 2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第21条～第28条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第21条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条～第42条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>第30条～第42条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 第3条（本店の所在地）の変更は、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p> <p><u>第2条</u> 第12条（招集）の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>第3条 <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

第1号議案が承認可決されますと、当社取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役構成数を2名減員し、新任1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

いとう けんじ  
伊藤 謙自 (1973年8月4日生)

再任

■所有する当社の株式の数 18,781,800株

### ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                            |         |                                                 |
|----------|----------------------------|---------|-------------------------------------------------|
| 1992年4月  | 株式会社昭和コーポレーション入社           | 2000年2月 | 有限会社ケイ・ファクトリー設立（現スパイダープラス株式会社）<br>同社代表取締役社長（現任） |
| 1995年7月  | 第一保温工業株式会社入社               | 2005年9月 | 株式会社9th設立<br>同社代表取締役                            |
| 1996年10月 | 有限会社橋本保温工業（現有限会社日本エコライン）入社 | 2010年9月 | 株式会社ヴェイシス設立<br>同社代表取締役                          |
| 1997年9月  | 伊藤工業創業                     |         |                                                 |

### ■取締役候補者とする理由

伊藤謙自氏は、当社創業から代表取締役として経営指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場を果たすなど、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。同氏の経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

すず き  
鈴木まさ と  
雅人

(1978年4月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

343,300株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                                     |          |                |
|---------|-------------------------------------|----------|----------------|
| 1997年4月 | リコーテクノシステムズ株式会社（現リコー<br>ジャパン株式会社）入社 | 2008年4月  | 株式会社ドラフト入社     |
| 1999年5月 | 近畿設備株式会社入社                          | 2010年12月 | 当社入社           |
| 2001年5月 | 株式会社アイデアル入社                         | 2017年3月  | 当社取締役          |
| 2005年8月 | 株式会社ワークスタジオ入社                       | 2020年9月  | 当社取締役CB室室長（現任） |

## ■取締役候補者とする理由

鈴木雅人氏は、当社入社以来、営業、人事、採用、組織開発などの様々な職務を経験した後、現在はCB室室長として全社のプランディング活動を統括しております。同氏の当社事業における幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

かわ い  
川合ひろ き  
弘毅

(1978年11月1日生)

再任

■所有する当社の株式の数

110,000株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                                   |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 2002年4月  | 株式会社三井住友銀行入行                      | 2016年4月  | 加和太建設株式会社取締役                      |
| 2004年12月 | 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限<br>責任監査法人）入所 | 2017年12月 | gooddaysホールディングス株式会社社外監<br>査役（現任） |
| 2011年7月  | 加和太建設株式会社入社                       | 2018年11月 | 当社社外取締役                           |
| 2011年10月 | 特定非営利活動法人クロスフィールズ監事<br>（現任）       | 2020年2月  | 株式会社シェアードバリュー入社                   |
| 2014年11月 | やまと監査法人入所                         | 2020年7月  | dely株式会社社外監査役                     |
| 2015年6月  | 株式会社旅工房社外監査役（現任）                  | 2020年9月  | 当社取締役社長室室長（現任）                    |

## ■重要な兼職の状況

特定非営利活動法人クロスフィールズ監事、株式会社旅工房社外監査役、gooddaysホールディングス株式会社社外監査役

## ■取締役候補者とする理由

川合弘毅氏は、公認会計士の資格を有し、経営戦略の推進や経営体制に関する組織設計など、経営全般機能を担い、当社の事業成長を牽引してまいりました。また、同氏は複数の企業において社外役員を歴任しており、同氏のもつ経営に関する幅広い見識と経験は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふじ わら ゆたか  
藤原 悠

(1985年12月20日生)

新任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                               |         |               |
|----------|-------------------------------|---------|---------------|
| 2008年12月 | 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 | 2021年4月 | 当社入社          |
| 2015年8月  | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社入社 | 2021年9月 | 当社管理本部本部長（現任） |
| 2017年6月  | マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社入社      |         |               |
| 2019年5月  | 株式会社サーキュレーション入社               |         |               |

■取締役候補者とする理由

藤原悠氏は、公認会計士の資格を有し、管理本部本部長として当社の管理部門全体を統括しております。同氏の有する幅広い専門知識と経験は、当社の経営全般に対する管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、新任取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

よし だ じゅん や  
吉田 淳也

(1983年5月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

384,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                           |  |  |
|---------|---------------------------|--|--|
| 2007年4月 | 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）入社 |  |  |
| 2020年2月 | 当社社外取締役（現任）               |  |  |
| 2021年2月 | 62Complex株式会社社外取締役（現任）    |  |  |
| 2021年3月 | KUSABI代表パートナー（現任）         |  |  |

■重要な兼職の状況

62Complex株式会社社外取締役、KUSABI代表パートナー

■社外取締役候補者とする理由

吉田淳也氏は、ベンチャーキャピタリストとして培われた豊富な知識および経験を有しており、当社経営における重要な事項に関して適宜助言や提言をいただいております。今後も当社の経営戦略やコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、2年1か月となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者のうち、伊藤謙自氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 候補者のうち、吉田淳也氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は吉田淳也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は全ての役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになり、各候補者が取締役现就任または再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名のご選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

かね こ よし ひで  
**金子 禎秀** (1983年10月11日生)

■所有する当社の株式の数 一株

#### ■略歴及び重要な兼職の状況

|          |                                |          |                            |
|----------|--------------------------------|----------|----------------------------|
| 2010年1月  | 清和監査法人（現RSM清和監査法人）入所           | 2017年6月  | 株式会社ピー・エス・インターナショナル監査役（現任） |
| 2015年2月  | アクセンチュア株式会社入社                  | 2018年8月  | やまと監査法人代表社員                |
| 2016年12月 | ウィルパートナーズ株式会社設立<br>同社代表取締役（現任） | 2020年8月  | 税理士法人マーヴェリック代表社員（現任）       |
| 2017年1月  | やまと税理士法人代表社員                   | 2020年10月 | やまと監査法人社員（現任）              |

#### ■重要な兼職の状況

ウィルパートナーズ株式会社代表取締役、株式会社ピー・エス・インターナショナル監査役、税理士法人マーヴェリック代表社員、やまと監査法人社員

#### ■補欠の社外監査役候補者とした理由

金子禎秀氏は、監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。



- (注) 1. 金子禎秀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金子禎秀氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員候補の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 金子禎秀氏の選任については、その就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議により取り消すことができるものとします。
4. 金子禎秀氏は、現在ウィルパートナーズ株式会社代表取締役、株式会社ピー・エス・インターナショナル監査役、税理士法人マーヴェリック代表社員、やまと監査法人社員であります。当社とこれらの法人との間に業務上の関係はありません。
5. 金子禎秀氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は全ての役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになり、金子禎秀氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、建設業の現場業務をDX（デジタルトランスフォーメーション）する建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」の開発・販売を主力とするICT事業を展開しております。なお、断熱材「アーマフレックス」等を使用した熱絶縁工事を中心に行うエンジニアリング事業を創業期より当事業年度まで運営しておりましたが、エンジニアリング事業については、2022年1月4日にArmacell Japan株式会社に譲渡しております。

ICT事業は、建設業を主な対象としたソリューションをSaaSにより展開しており、また、エンジニアリング事業は建設業でもあるため、当社事業は建設業界、特に国内建設業界の景気動向の影響を受けやすい傾向があります。建設業界は、少子高齢化に加え、若年層の入職率の低下などを背景に労働需給が引き続きひっ迫しており、建設業界各社が生産性向上を求められております。その中で2019年4月に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の上限規制の適用は建設業企業においては2024年3月まで5年間猶予されていたものの、その適用が迫っており、加えて上述の生産性向上に対する強い需要から、建設業界においては働き方改革への関心が更に集まり、それに対応するサービスの需要が継続しております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の都道府県で緊急事態宣言が発令されるなど景気の減速懸念となりうる事象は生じましたが、その一方で、当社が関連する建設業界においては、上述の生産性向上に関する課題を解決するためのIT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しました。

当社主力サービスである「SPIDERPLUS」は、建設業界のIT化を推し進めることで、上記建設業界の課題解決に対し貢献ができるサービスです。当事業年度において、当社は、建設業界のIT投資需要を取り込んだ結果、主力サービスである「SPIDERPLUS」のID数及び契約社数が順調に増加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によるリード及びアポイント獲得遅れや顧客企業内での検討の長期化といった影響が生じているものの、WEB広告を中心としたオンラインマーケティングの拡充や、営業体制の更なる強化に注力し、上記影響を最小限にとどめるとともに、新規顧客獲得の一層の拡大と認知向上を狙ったテレビコマーシャル等のマーケティング活動を実施しております。

なお、「SPIDERPLUS」は、サブスクリプションモデルであり、また顧客のサービス導

入後から数年かけて顧客内の導入ID数増加を推進するビジネスモデルでもあります。これらの特長を踏まえると、新規顧客の獲得に加え、既存顧客からの追加ID獲得が重要であり、また、顧客ニーズに即した魅力的なプロダクトを提供し続ける必要があると考えております。そのために、先行的に顧客ニーズに即したプロダクトを提供するためのシステム開発人員及び営業人員にかかる人件費、並びに新規商談の獲得や認知度向上のためのマーケティング活動費用として広告宣伝費を投下し、前事業年度以降、継続的に先行投資を実施しており、今後一定期間については、黒字化よりも売上高成長率を重視していく方針であります。

このような事業環境において、当事業年度の売上高は2,206,940千円(前年同期比11.8%増)、営業損失は433,020千円(前年同期は112,984千円の営業利益)、経常損失は503,929千円(前年同期は106,696千円の経常利益)、当期純損失は511,669千円(前年同期は103,089千円の当期純利益)となりました。

なお、部門別業績は以下のとおりであります。

(注) SaaS : Software as a Serviceの略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを閲覧する形態のサービス。

### 【ICT事業】

「SPIDERPLUS」を提供するICT事業においては、前事業年度に引き続き、上述のオンラインマーケティングの拡充やテレビコマーシャル等によるマーケティング活動の実施と営業体制の強化を推進したことにより、「SPIDERPLUS」のID数及び契約社数は堅調に推移しました。その結果、2021年12月末における「SPIDERPLUS」のID数は48,767(2020年12月末は38,560)、契約社数は1,204社(2020年12月末は793社)となり、ICT事業の売上高は1,936,684千円(前年同期比30.5%増)、セグメント利益(営業利益)は182,793千円(前年同期比57.7%減)となりました。

### 【エンジニアリング事業】

熱絶縁工事施工を提供するエンジニアリング事業においては、前年同期に大型の工事案件があった影響により、当事業年度の完成工事高(売上高)は減少したものの、既存顧客からの「アーマフレックス」等を活用した保温・断熱工事を安定的に受注した結果、エンジニアリング事業の売上高は270,256千円(前年同期比44.8%減)、セグメント利益(営業利益)は32,919千円(前年同期比54.9%減)となりました。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

| 設備投資項目      | 設備投資額 (千円) | 主な設備投資の内容                         |
|-------------|------------|-----------------------------------|
| ソフトウェア開発費用  | 381,245    | ICT事業 (スパイダープラスリニューアルの開発)         |
| 人員増によるPC等購入 | 13,544     | 本社 (ノートPC購入等)<br>ICT事業 (ノートPC購入等) |

### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は総額4,968,410千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、当社株式上場に伴う公募増資及び第三者割当増資、新株予約権の権利行使に伴う株式の発行並びに金融機関との保証契約締結に伴い受領した預かり保証金によるものであります。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第20期<br>(2018年12月期) | 第21期<br>(2019年12月期) | 第22期<br>(2020年12月期) | 第23期<br>(2021年12月期)<br>(当事業年度) |
|------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                         | 909,077             | 1,286,109           | 1,973,405           | 2,206,940                      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                | △123,809            | 59,458              | 106,696             | △503,929                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              | △124,899            | 63,142              | 103,089             | △511,669                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | △4.59               | 2.19                | 3.58                | △16.02                         |
| 総 資 産 (千円)                         | 724,971             | 866,466             | 905,347             | 5,426,315                      |
| 純 資 産 (千円)                         | 282,864             | 346,607             | 408,996             | 4,622,104                      |
| 1株当たり純資産 (円)                       | 9.82                | 12.01               | 14.29               | 138.32                         |

(注) 2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

建設業界は、人手不足と働き方改革という喫緊の課題を抱えております。

厚生労働省「毎月勤労統計調査（令和3年）」によると、2021年の建設業の年間労働時間は、1,984時間と調査対象全産業の年間労働時間1,633時間に比べ高い水準にあり、年間出勤日数は、243日と調査対象全産業213日に比べ多くなっております。また、高齢化などを背景とした人手不足により、建設業界では今後の建設需要に対して100万人の労働者が不足すると言われております。

これらを背景として、DXによる業務効率化を推進する企業が増加しており、建設業界のIT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と建設業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の施策を進めてまいります。

##### ② 技術力、製品力の向上

ICT事業においては、注目されつつある建設業界のIT化が進む中で事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。併せて、AI（人工知能）や各種検査における測定機器を取り入れた検査記録の自動入力や、プロジェクト進捗管理といった新機能開発にも着手し、開発体制の強化に努めてまいります。

### ③ 営業力の強化

ICT事業においては、テレビCMやWeb広告を通じたオンラインマーケティングを強化し、知名度の向上を目指し、リード（見込み客）獲得の強化を図ってまいります。また、セールス部門とカスタマーサポート部門との連携により、顧客ニーズを現場から吸い上げる体制をより強固にし、効率的かつ高品質なサービスを提供し、業界シェアを獲得していきます。

### ④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

### ⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が、市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼感の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

- ① ICT事業
- ② エンジニアリング事業

※エンジニアリング事業は2022年1月4日付で事業譲渡しております。

**(6) 主要な事業所等** (2021年12月31日現在)

- ① 本 社 東京都豊島区
- ② 支 店 なし
- ③ 営 業 所 大阪府大阪市

**(7) 従業員の状況** (2021年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 136名 | 44名    | 34.7歳 | 2年4か月  |

(注) 直近1年間において、従業員数が44名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものです。

**(8) 主要な借入先の状況** (2021年12月31日現在)

| 借入先         | 借入残高 (千円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 61,122    |
| 株式会社みずほ銀行   | 50,000    |
| 株式会社りそな銀行   | 50,000    |
| 株式会社足利銀行    | 9,150     |
| 株式会社三井住友銀行  | 7,850     |



## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 115,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 33,410,829株（自己株式71株を除く。）  
 (3) 株主数 2,943名  
 (4) 大株主

| 株主名                                                                          | 持株数（株）     | 持株比率（%） |
|------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 伊藤謙自                                                                         | 18,781,800 | 56.21   |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                                                 | 1,342,000  | 4.01    |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT | 1,047,200  | 3.13    |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB                     | 864,908    | 2.58    |
| 株式会社CHIYOMARU STUDIO                                                         | 809,900    | 2.42    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303                                   | 735,000    | 2.19    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                           | 680,700    | 2.03    |
| 野田隆正                                                                         | 500,000    | 1.49    |
| 増田寛雄                                                                         | 500,000    | 1.49    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                      | 411,800    | 1.23    |

（注）持株比率は自己株式（71株）を控除し計算しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                    | 第1回新株予約権                             | 第3回新株予約権                             |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              | 2017年11月20日                          | 2019年3月29日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 4,000個                               | 667個                                 |
| 保 有 人 数                |                                      |                                      |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 1名                                   | 1名                                   |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | —                                    | —                                    |
| 当 社 監 査 役              | —                                    | —                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式400,000株（注）1<br>（新株予約権1個につき100株） | 普通株式66,700株（注）1<br>（新株予約権1個につき100株）  |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                   | 無償                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり12,000円<br>（1株当たり120円）（注）1 | 新株予約権1個当たり16,500円<br>（1株当たり165円）（注）1 |
| 権 利 行 使 期 間            | 自 2019年11月21日<br>至 2027年10月27日       | 自 2021年3月30日<br>至 2029年3月28日         |
| 新株予約権の主な行使条件           | （注）2                                 | （注）2                                 |

| 名 称                    | 第4回新株予約権                             | 第6回新株予約権                             |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2019年11月15日                          | 2020年2月28日                           |
| 新株予約権の数                | 3,167個                               | 5,500個                               |
| 保 有 人 数                |                                      |                                      |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 3名                                   | 3名                                   |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | —                                    | 1名                                   |
| 当 社 監 査 役              | —                                    | —                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式316,700株（注）1<br>（新株予約権1個につき100株） | 普通株式550,000株（注）1<br>（新株予約権1個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                   | 無償                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり16,500円<br>（1株当たり165円）（注）1 | 新株予約権1個当たり18,000円<br>（1株当たり180円）（注）1 |
| 権 利 行 使 期 間            | 自 2021年11月16日<br>至 2029年3月28日        | 自 2022年3月1日<br>至 2030年2月13日          |
| 新株予約権の主な行使条件           | （注）2                                 | （注）2                                 |

（注）1. 2020年12月8日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

**(2) 当事業年度中に使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)に基づき、安藤龍平氏に対して、第5回新株予約権(2019年12月23日臨時株主総会決議)を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

なお、本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、当社役員・従業員・社外協力者18名に対して交付されており、安藤龍平氏との信託契約は終了しております。

## 第5回新株予約権

|                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 発行決議日               | 2019年12月23日              |
| 新株予約権の数             | 15,000個                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式1,500,000株           |
| 新株予約権の払込金額          | 新株予約権1個につき40円            |
| 権利行使期間              | 2022年4月1日から2029年12月24日まで |
| 行使の条件               | (注) 1                    |

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本信託（第5回新株予約権）の詳細  
 本信託（第5回新株予約権）の内容は以下のとおりです。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称              | 単独運用・特定金外信託（新株予約権活用型インセンティブプラン）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委託者             | 伊藤謙自                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受託者             | 安藤龍平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受益者             | 受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託契約日（信託契約開始日）  | 2019年12月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託の種類と新株予約権（注）1 | (A01)5,000個<br>(A02)5,000個<br>(A03)5,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 信託期間満了日         | (A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したものとして直ちに終了する。なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。但し、営業日でないときは翌営業日とする。<br>(A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日<br>(A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日<br>(A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日 |
| 信託の目的           | 受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 受益者適格要件         | 本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。<br>なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。                                                         |

（注）1. 本信託（第5回新株予約権）のうち(A01)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者18名に対して第5回新株予約権を交付することにより既に終了しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2021年12月31日現在）

| 地位      | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 伊藤 謙 自  | —                                                                                                                                                                                 |
| 取締役     | 鈴木 雅 人  | CB室室長                                                                                                                                                                             |
| 取締役     | 川合 弘 毅  | 社長室室長<br>兼 特定非営利活動法人クロスフィールズ監事<br>兼 株式会社施工房社外監査役<br>兼 gooddaysホールディングス株式会社社外監査役                                                                                                   |
| 取締役     | 石戸 祐 輔  | ICT事業部事業部長 兼 セールスGグループ長 兼 プロダクト戦略Gグループ長                                                                                                                                           |
| 取締役     | 大村 幸 寛  | IR室室長                                                                                                                                                                             |
| 取締役     | 吉原 直 輔  | 兼 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行営業推進部顧問<br>兼 株式会社SBI証券コーポレート部特命担当<br>兼 朝日税理士法人IPOadvisor<br>兼 CRGホールディングス株式会社社外取締役                                                                             |
| 取締役     | 吉田 淳 也  | 兼 62Complex株式会社社外取締役<br>兼 KUSABI代表パートナー                                                                                                                                           |
| 監査役     | 麻生 修 平  | —                                                                                                                                                                                 |
| 監査役     | 戸澤 晃 広  | 兼 東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長<br>兼 那須電機鉄工株式会社特別委員会委員<br>兼 T&K法律事務所パートナー<br>兼 ポノス株式会社社外監査役<br>兼 株式会社ALBERT社外取締役                                                                          |
| 監査役     | 佐々木 義 孝 | 兼 株式会社アンジー社外監査役<br>兼 株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役<br>兼 株式会社ジグザグ社外監査役<br>兼 CFOナレッジ株式会社代表取締役<br>兼 株式会社HRBrain社外監査役<br>兼 株式会社Prime Partners代表取締役<br>兼 株式会社ベルテックス社外取締役<br>兼 株式会社ジーニー社外取締役 |

- (注) 1. 取締役吉原直輔氏、吉田淳也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役戸澤晃広氏、佐々木義孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役麻生修平氏は、税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### 【保険契約の内容の概要】

#### 1. 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役

#### 2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

#### 3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）について填補されます。

#### 4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。



## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等項

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (イ) 決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役会決議において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績ならびに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

(ロ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が、当社の定める一定の基準に基づいて決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、取締役は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長伊藤謙自がその具体的な内容について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

この権限を委任した理由は、当社の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、その決定において社外取締役及び監査役に諮問することとしております。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員         | 支給総額 (基本報酬)              |
|--------------------|--------------|--------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>( 2名)  | 95,505千円<br>( 7,200千円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 2名)  | 13,800千円<br>( 5,700千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>( 4名) | 109,305千円<br>( 12,900千円) |

(注) 取締役の基本報酬 (業績に連動しない金銭報酬) には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (7) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 兼職先                                                                                                                       | 兼職内容                                                                 | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                  |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 吉原直輔  | 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行営業推進部<br>株式会社SBI証券コーポレート部<br>朝日税理士法人<br>CRGホールディングス株式会社                                                  | 顧問<br>特命担当<br>IPOadvisor<br>社外取締役                                    | 当社と三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社SBI証券、朝日税理士法人、CRGホールディングス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。                                                      |
| 取締役 | 吉田淳也  | 62Complex株式会社<br>KUSABI                                                                                                   | 社外取締役<br>代表パートナー                                                     | 当社と62Complex株式会社、KUSABIとの間に重要な取引その他の関係はありません。                                                                                 |
| 監査役 | 戸澤晃広  | 東京弁護士会民事介入暴力対策委員会<br>那須電機鉄工株式会社特別委員会<br>T&K法律事務所<br>ポノス株式会社<br>株式会社ALBERT                                                 | 副委員長<br>委員<br>パートナー<br>社外監査役<br>社外取締役                                | 当社と東京弁護士会民事介入暴力対策委員会、那須電機鉄工株式会社特別委員会、T&K法律事務所、ポノス株式会社、株式会社ALBERTとの間に重要な取引その他の関係はありません。                                        |
| 監査役 | 佐々木義孝 | 株式会社アンジー<br>株式会社TOKYOフロンティアファーム<br>株式会社ジグザグ<br>CFOナレッジ株式会社<br>株式会社HRBrain<br>株式会社Prime Partners<br>株式会社ベルテックス<br>株式会社ジーニー | 社外監査役<br>代表取締役<br>社外監査役<br>代表取締役<br>社外監査役<br>代表取締役<br>社外取締役<br>社外取締役 | 当社と株式会社アンジー、株式会社TOKYOフロンティアファーム、株式会社ジグザグ、CFOナレッジ株式会社、株式会社HRBrain、株式会社Prime Partners、株式会社ベルテックス、株式会社ジーニーとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                             |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 吉原直輔  | 当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。                |
| 取締役 | 吉田淳也  | 当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。                |
| 監査役 | 戸澤晃広  | 当事業年度に開催された取締役会17回中17回及び監査役会12回のうち12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。     |
| 監査役 | 佐々木義孝 | 当事業年度に開催された取締役会17回中17回及び監査役会12回のうち12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 31,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の概要

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「ValueWay」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
  - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
  - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
  - d. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
  - e. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
  - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必要な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - b. 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
  - b. リスク情報等については、各部門責任者によりリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行う。
  - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
  - b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
  - c. 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
  - e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
  - b. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
  - c. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - b. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
  - c. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - b. 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - c. 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。



⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,708,729</b> | <b>流動負債</b>     | <b>770,930</b>   |
| 現金及び預金          | 4,196,695        | 工事未払金           | 30,420           |
| 受取手形            | 13,405           | 短期借入金           | 100,000          |
| 売掛金             | 309,452          | 1年内返済予定の長期借入金   | 50,324           |
| 仕掛品             | 3,923            | 未払金             | 198,561          |
| 未成工事支出金         | 59,289           | 未払費用            | 74,405           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,577            | 前受金             | 18,441           |
| 前払費用            | 58,123           | 資産除去債務          | 7,515            |
| 未収消費税等          | 62,451           | 未払法人税等          | 35,312           |
| その他             | 3,811            | 未成工事受入金         | 7,513            |
| <b>固定資産</b>     | <b>717,585</b>   | 預り金             | 4,935            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>72,553</b>    | 預り保証金           | 243,501          |
| 建物              | 52,881           | <b>固定負債</b>     | <b>33,279</b>    |
| 車両運搬具           | 21,061           | 長期借入金           | 27,798           |
| 工具、器具及び備品       | 60,750           | 繰延税金負債          | 2,028            |
| 建設仮勘定           | 4,000            | 資産除去債務          | 3,453            |
| 減価償却累計額         | △66,140          | <b>負債合計</b>     | <b>804,210</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>383,502</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| ソフトウェア          | 2,257            | <b>株主資本</b>     | <b>4,621,504</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 381,245          | <b>資本金</b>      | <b>2,345,062</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>261,529</b>   | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,622,620</b> |
| 敷金及び保証金         | 260,368          | 資本準備金           | 2,428,536        |
| その他             | 1,161            | その他資本剰余金        | 194,084          |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,426,315</b> | <b>利益剰余金</b>    | <b>△346,047</b>  |
|                 |                  | その他利益剰余金        | △346,047         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △346,047         |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△130</b>      |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>600</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>4,622,104</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,426,315</b> |

## 損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 2,206,940 |
| 売上原価         |        | 944,222   |
| 売上総利益        |        | 1,262,717 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,695,738 |
| 営業損失         |        | 433,020   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 21     |           |
| 受取配当金        | 4      |           |
| その他          | 632    | 658       |
| 営業外費用        |        |           |
| 上場関連費用       | 50,139 |           |
| 支払利息         | 4,143  |           |
| 支払手数料        | 14,127 |           |
| その他          | 3,157  | 71,567    |
| 経常損失         |        | 503,929   |
| 特別利益         |        |           |
| 固定資産売却益      | 31     | 31        |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産除売却損     | 147    | 147       |
| 税引前当期純損失     |        | 504,044   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,020  |           |
| 法人税等調整額      | 605    | 7,625     |
| 当期純損失        |        | 511,669   |

株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

|                          | 株主資本      |           |              |             |                             |             |         |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|-----------|-------|-----------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式    | 株主資本合計    |       |           |
|                          |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |           |       |           |
| 当期首残高                    | 100,000   | 183,474   | -            | 183,474     | 165,622                     | 165,622     | △40,700 | 408,396   | 600   | 408,996   |
| 事業年度中の変動額                |           |           |              |             |                             |             |         |           |       |           |
| 新株の発行                    | 2,212,679 | 2,212,679 |              | 2,212,679   |                             |             |         | 4,425,358 |       | 4,425,358 |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)  | 32,383    | 32,383    |              | 32,383      |                             |             |         | 64,767    |       | 64,767    |
| 当期純損失(△)                 |           |           |              |             | △511,669                    | △511,669    |         | △511,669  |       | △511,669  |
| 自己株式の取得                  |           |           |              |             |                             |             | △130    | △130      |       | △130      |
| 自己株式の処分                  |           |           | 194,084      | 194,084     |                             |             | 40,700  | 234,784   |       | 234,784   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度の変動額合計 |           |           |              |             |                             |             |         | -         |       | -         |
| 事業年度中の変動額合計              | 2,245,062 | 2,245,062 | 194,084      | 2,439,146   | △511,669                    | △511,669    | 40,569  | 4,213,108 | -     | 4,213,108 |
| 当期末残高                    | 2,345,062 | 2,428,536 | 194,084      | 2,622,620   | △346,047                    | △346,047    | △130    | 4,621,504 | 600   | 4,622,104 |

# 監査報告書

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

スパイダープラス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 恭治 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 榎田 達也 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年11月12日開催の取締役会において、エンジニアリング事業をArmacell Japan株式会社に事業譲渡することを決議し、2022年1月4日に事業譲渡を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

スパイダープラス株式会社 監査役会  
常勤監査役 麻生修平 ㊟  
社外監査役 戸澤晃広 ㊟  
社外監査役 佐々木義孝 ㊟  
以上





<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



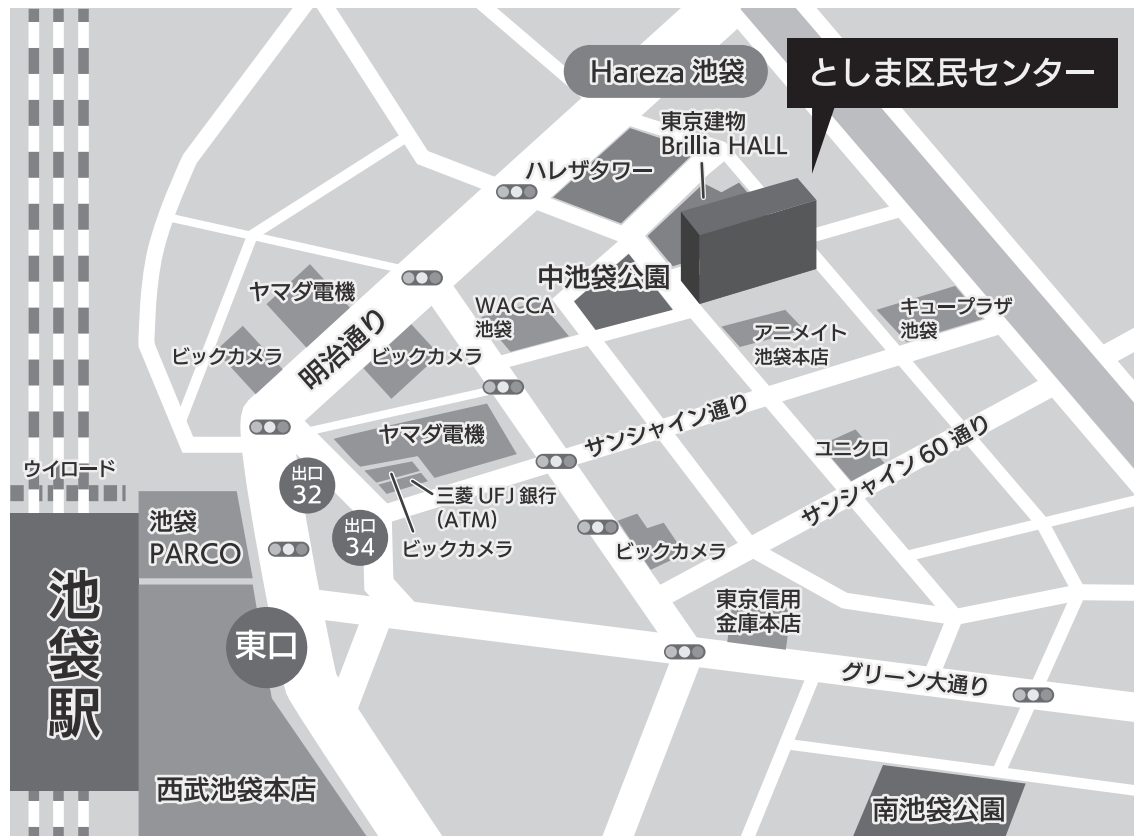
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都豊島区東池袋一丁目 20 番 10 号  
としま区民センター 8階多目的ホール  
TEL : 03-6912-7900

## 交通

JR 他各線「池袋駅」(東口)より徒歩7分



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。